

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行条例の一部を改正する 条例

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に、「法第5条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行する。